

○親と子のこころの対話研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「親と子のこころの対話研究会」(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を久留米市大石町99-1に置く。

(目的)

第3条 本会は、子どもの人権を最優先に考えて、子どもたちのすこやかな育ちのために、親と子がいきいきとかがやいて対話できる地域づくりをめざして、行政機関、諸団体、個人が協働して、以下の5つの目的をもって研究啓発事業を行う。

- 1、起こりえる子ども虐待をふせぐこと
- 2、起きている虐待に早く気づくこと
- 3、地域が協働して、適切な介入、保護に努めること
- 4、子どもと保護者の再出発を支援すること
- 5、愛着形成を含めた育児支援の必要性とその方法を検討すること

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。主に子ども虐待に関わる以下の事業を企画運営する

- 1、内外の先達や、地域の当事者、実務者、有識者の話を聞き自己研鑽すること
- 2、地域に広く研修の門戸を開き、ともに考える場を提供すること
- 3、それらの活動を通じてネットワークが構築され、地域が育つよう提案すること

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、研究会の事業の企画運営に参画する者や支援機関担当者を会員とする。

(役員を選任)

第6条 本会の運営に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 会計 1名 (4) 幹事 若干名 (5) 監事 1名

会長、副会長、会計、監事は年度初めの会員総会にて選任承認される。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を統括し、会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長が欠けたとき職務を代行する。役員は協力して会務を記録し会務を記録し会の内外へ連絡及び広報を行う。会計は、会の出納事務を処理し必要な書類を管理する。

(役員の仕事)

第8条 会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 会は会則違反や会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

第3章 会の運営

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集し、その総会において出席した会員の中から議長を選出する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 予算、決算に関すること。

(2) 役員を選任に関すること。

(3) 会則に関すること。

(4) その他 会務運営上必要な事項

3 会長は必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

4 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ない時は委任状をもって出席にかえることができる。

5 議事は出席会員の過半数で決する。

(経費)

第11条 会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第12条 会費は、会員1人につき、年額1500円とする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第4章 雑則

(細則の制定)

第14条 本会則施行のため必要な細則は、総会の決議を経て定める。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃については総会において会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

1 この会則は、平成26年6月30日から施行する。